

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

可児市長

## 公表日

令和3年3月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の業務を行う。  ・特定個人情報ファイルは、次の業務に使用する。 ① 国民年金被保険者の資格異動の受付・審査・報告事務 ② 保険料の免除・納付猶予申請の受付・審査・報告事務 ③ 年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告事務 ④ 免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供事務 ⑤ 障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告事務 ⑥ 障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦ その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、宛名管理システム、年金生活者支援給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システムファイル、福祉年金システムファイル、宛名ファイル、年金生活者給付支援金システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 5②所属長	課長 桜井 孝治	課長 高木 和博	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成28年12月15日	I 1②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の業務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出に関する事務 ②転入・転出等に伴う住民票異動に伴う事務 ③国民年金保険料の免除に伴う事務 ④年金受給に伴う裁定請求事務	国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の業務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の業務に使用する。 ① 国民年金被保険者の資格異動の受付・審査・報告事務 ② 保険料の免除・納付猶予申請の受付・審査・報告事務 ③ 年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告事務 ④ 免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供事務 ⑤ 障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告事務 ⑥ 障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦ その他上記に関連する業務		・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5①部署	可見市健康福祉部国保年金課	可見市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可見市健康福祉部国保年金課	可見市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可見市健康福祉部国保年金課	可見市福祉部国保年金課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 高木 和博	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成30年4月1日	I 5②所属長の役職名	課長 三好 誠司	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 1②事務の概要	・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	-	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 1③システム名称	中間サーバ	-	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の16の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 4①実施の有無	実施する	実施しない	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の48の、50の項	-	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5①部署	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地	国保年金課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7請求先	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可見市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8連絡先	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292 岐阜県可見市広見一丁目1番地	可見市福祉部国保年金課 〒509-0292岐阜県可見市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1対家人数いつの時点の計数	H28.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 2取扱者数いつの時点の計数	H28.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 4委託しない	○	-	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 4委託リスク	-	十分である	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 8監査(内部監査)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和3年2月15日	I 関連情報1③システムの名称	年金生活者給付支援システム	年金生活者支援給付金システム	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項